

坂戸市市制施行50周年 記念ロゴマーク使用ガイドライン



坂戸市市制施行50周年

坂戸市

目次

1. はじめに	1
2. ロゴマークのデザイン	2～4
3. デザインの色の指定	5
4. 禁止事項	6
5. 申請手続き	7

1

はじめに

令和8年9月1日に市制施行50周年を迎えます。

坂戸市は、昭和51年9月1日に埼玉県で39番目に市制を施行し、令和8年9月1日に50周年を迎えます。

このたび、この記念すべき年を皆さんと一緒に祝う機運を高めるとともに、市の魅力を広く市内外へ発信するため、「坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク」を作成しました。

記念ロゴマークは、全国から寄せられた127点の作品の中から、庁内選考委員会において5作品を選定し、その後、市内小中学生の投票によって決定しました。

このロゴマークは、地域のお祭りなどのイベントのポスター・チラシへの掲載、SNSでの投稿など、様々な用途で幅広く使用することができます。ぜひ、積極的にご活用ください。

【ロゴマークのコンセプト】

未来へ花咲く市の姿を表現。

市のイメージキャラクター「さかろん」が満開の笑顔で祝う様子は、輝かしい半世紀の歩みを象徴するとともに、坂戸市民一人ひとりの想いが集まり大きな輪となる“つながり”を示しています。

桜の花が弾けるように広がり市特産の「すいおう」や「さかどルーコラ」などの野菜を思わせるイラストを柔らかく添えることで、坂戸市の豊かな食文化と恵みを表現しています。

下部には高麗川など市内を流れる穏やかな水の流れを象徴的に配置し、自然と共に歩む坂戸市のこれからの発展と希望を描いています。



坂戸市市制施行50周年

作者：東 洋平さん【千葉県柏市在住】

2

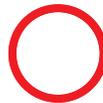
ロゴマークのデザイン

■基本形

カラフルなデザインのため、白色を背景色に、お使いいただくことがおすすめです。

※縦横比率はそのままに、サイズ変更は自由。

※最小使用サイズ：縦12mm×横15mm程度



■背景色を入れる場合



○ 背景色が薄く、デザインがはっきりと視認できる。

✗ 背景色が一部、デザインの色と重なり、デザインが視認しにくい。

2

ロゴマークのデザイン

■チラシ・ポスター等に掲載する場合

- ・背景色が薄く、デザインがはっきり視認できる場合
→ そのままお使いください。
- ・背景色が濃い場合など、デザインが視認しにくい場合
→ 別途、白色又は薄い背景色を挿入するなど、視認性を確保の上、お使いください。



■写真を背景とする場合

- ・写真の色と重なり、デザインが視認しにくい場合
→ 別途、白色又は薄い背景色を挿入するなど、視認性を確保の上、お使いください。
→ 背景に透過の白色又は薄い背景色を挿入し、お使いいただくことがおすすめです。



透過度0%



透過度30%

2

ロゴマークのデザイン

■デザインの配置

「坂戸市市制施行50周年」の文字と「50th」の図柄は、用途に合わせて、それぞれの配置を変えてお使いいただけます。

縦横比率はそのままに、パーツごとのサイズ変更も自由です。

坂戸市市制施行50周年



坂戸市市制施行50周年

坂戸市市制施行50周年

坂戸市市制施行50周年



【禁止事項】

1つのパーツのみの使用は禁止です。(必ず組み合わせてお使いください。)

- ・「坂戸市市制施行50周年」の文字のみ使用
- ・「50th」の図柄のみ使用

■文字と図柄の配置換え（使用例）

WEBページ用バナーやSNS用ヘッダーなど、用途に合わせて、文字と図柄を自由に組み合わせてお使いください。



3 | デザインの色の指定

■デザインの色は、カラー、グレースケール、白黒、白抜きの4種類となります。

「3-1カラー、3-2グレースケール」内のさかろんの配色については、坂戸市ホームページ内の「さかろん配色指定」をご参照ください。

坂戸市ホームページ → さかろんの部屋 → イラストの使用方法 → さかろん配色指定

3-1 カラー



3-2 グレースケール



3-3 白黒



3-4 白抜き



【白抜き使用時の留意事項】

黒、紺など、濃い背景色の場合にお使いください。

4

禁止事項

■ ロゴマークを變形、改変して使用しないでください。

縦横比率変更、回転、左右反転、配色変更、書体変更、影などの効果を使用等



✗ 縦横比率変更



✗ 回転



✗ 左右反転



✗ 配色変更



✗ 書体変更



✗ 影などの効果を使用

5

申請手続き

■ ロゴマークは無料で使用することができます。

【使用例】

チラシ、ポスター、のぼり旗、看板、名刺、封筒、ホームページ、SNS等

■ 次のいずれかに該当する場合は、申請手続きをせず、お使いいただけます。

- (1) 坂戸市が実施する事業等で使用する場合
- (2) 坂戸市市制施行50周年記念冠事業で使用する場合（別途、冠事業承認申請が必要です）
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) 個人が営利目的以外の目的で使用する場合

■ 上記(1)～(4)以外の場合は、申請手続きが必要です。

【申請手続きが必要な場合(例)】

- ・ 団体、企業等がポスター・チラシ、WEBページ等に使用する場合
- ・ 団体、企業等が作製する物品等に使用する場合
- ・ 個人が営利目的(物品の販売等)で使用する場合

■ 本ガイドラインのほか、市制施行50周年記念特集ページに掲載の「坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領」も必ずご確認ください。

【市制施行50周年記念特集ページ】

- ・ ロゴマークの使用に関する要領や申請書等はこちら

URL:<https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/2/56320.html>



- ・ 冠事業に関することはこちら

URL:<https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/2/56327.html>



坂戸市 政策企画課

〒350-0292

埼玉県坂戸市千代田1-1-1

TEL: 049-283-1331 (内線 131)

FAX: 049-282-0039

Mail: sakado11@city.sakado.lg.jp